

平成26年 7月17日

特許庁 審査業務部 商標課 商標審査基準室

意見募集ご担当者 様

(ファクシミリ番号 : 03 (3580) 5907)

「商標審査基準」改訂案（平成26年特許法等の一部改正対応）に対する意見

平成26年6月18日付で意見募集の対象となった「商標審査基準」改訂案（平成26年特許法等の一部改正対応）（以下「本件改正案」という。）について、下記のとおり意見を提出いたします。

記

【意見】 事業協同組合等に相当する「外国法人」について、各主体的要件を確認するための「資料」（書面）を限定的に列挙する必要はないのではないか。

【趣旨】 1) 地域団体商標の登録を受けることができる「外国法人」について、その主体的要件の確認は、(3)(イ)～(ハ)の各①で「設立準拠法の写し等」、各②で「公的機関が証明した書面」、更に各③で再び「設立準拠法の写し等」によるとされており、要件を確認するための資料（文書等の書面）の種別は限定的に列挙されている。

しかし、外国では、各要証事項と各資料（書面）との間に、列記されているような精緻な整合性がないことも予想される。

また、既に本件改正案では、「設立根拠法の写し等」について「(これに準じる法令、通達、判例その他の公的機関が定めた文書で代替することが可能。以下同じ。)」との割注が付けられており、「そのような文書が当該外国には制度上存在しない場合には、「当該外国法人の定款」の提出を求める」のように緩和もされている、

よって、審査基準では、(イ)事業協同組合等、(ロ)商工会・商工会議所、並びに(ハ)特定非営利活動法人の夫々につき求められる要件のみを列挙し、この要証事項を証明するための書面としては、より一般的な書き方により、「たとえば「設立準拠法」や「公的機関が定めた文書」あるいは「公的機関証明書」による」旨を示せば十分なのではないか。

- 2) 外国法人の法人格の根拠については、公的機関証明書により確認を
するとされているが、設立根拠法自体に法人格の根拠が書かれている
場合もあるので、公的機関証明書に限定する必要は無いのではないか。
そもそも、法人証明書により確認すべき事項は、法人格の根拠と云う
よりは当該法人の存在・不存不在ではないか。
- 3) 本件改正案では、要証事項の確認のために「公的機関が定めた文書」
が制度上存在しない場合に「定款」の提出を求めるという書き方がさ
れているが、「定款」は **General** な用語ではないと考えられる。審査基
準には、外国に通用する用語を例示して頂きたい。
また、当該要証事項（加入自由規定を含む）の確認のためには、定
款よりも、公的機関が証明した書面による方が適当な場合もあると思
われる。
- 4) 各①にある「公的機関が定めた文書」と、各②にある「公的機関が
証明した書面（例、法人証明書）」との違いがわかりにくい。
「公的機関が証明した書面」の語は、特定の書面について「公的機
関の証明（認証・公証）を得たもの」というニュアンスでも理解でき
てしまう。よって、「法人証明書」は「公的機関が証明した書面」の
事例として適当でないと思われる（法人証明書は、「公的機関が証明
した書面」ではなく「公的機関が発行する証明書」ではないか）。
- 5) 「設立根拠法の写し等」による要証事項を①と③に分ける必要はな
いのではないか。
- 6) 全体を各外国法人に求められる「共通立証事項」と、「個別に立証
が求められる事項」とを分け、これらを箇条書きにした方が理解し易
いのではないか（重複記載事項を減らすことができるのではないか）。

以 上

《意見提出者：連絡先》

日本商標協会

担当 法制度研究部会 香原修也